人事院は、 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基づき、 人事院規則九

五五 (特地勤務手当等) の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年四月一日

人事院総裁川 本裕子

人事院規則九 五五 一四二

人事院規則九 五五 (特地勤務手当等) の一部を改正する人事院規則

人事院規則九 五五 (特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに

対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

一年を通じて特地勤務手当が支給される官	別表(第一条、第二条関係)	改 正 後
一年を通じて特地勤務手当が支給される官	別表(第一条、第二条関係)	改正前

署

									北海道	府県	都道
	四四	町字二	沙流郡平取	四	の三五 の	町 松	沙流郡日高	(略)	(醫)	A	f
	四の四		郡		五	松風町一	郡		(	<i>₹</i>	Ē
	띰	_ 風 谷	取		の	<u>ш</u> ј <u>—</u>	高			버	<b>t</b>
務所	流川河	設部鵡	室蘭開発建		路事務所	設部日高道	室蘭開発建	(略)	(略)	官署	
	事	沙沙	発建		所	I 高 道	発建				
								二級地	(鮥)	区分	級別

						北 海 道	府県	都道
至	四	<u>ත</u>	町	沙沟	(略)	(略)	所	
設)	( 四 の 町 シ 		郡口	<b>*</b> ****	) #H	在		
				嵩			ţ.	也
(新設)		路事務所	設部日高道	室蘭開発建	(略)	(略)	Ē	
Ü		所	占 道	発建			署	
					_ 級 地	(略)	区分	級別
					地	)	71	נית

(略)	(略)			四の七	町字芽生八	沙流郡平取				四の四	町字二風谷	沙流郡平取
(略)	(略)	ム管理支所	務所平取ダ	流川河川事	設部鵡川沙	室蘭開発建	所	ダム管理支	務所二風谷	流川河川事	設部鵡川沙	室旷野発建
(略)												
(略)	(略)					(新設)				_ 四 の 四	町字二風谷	沙流郡平取
(略)	(略)					(新設)				ダム管理所	設部二風谷	室蘭開発建
(略)												

			——— 備 考 1	(略)							東京都		
るのこあっては平成三十年ご月・日、税関石垣税関支署石垣空港出張所に係	示は、平成一			) (略)	(略)	島字静沢	小笠原村母		島字西町	小笠原村父	都 (略)		
	税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る	平成二十九年四月一日(沖縄地区	この表の所在地欄に掲げる所在地の表	(略)	(略)	護官事務所	母島自然保	所	保護官事務	/ 小笠原自然	(略)		
	張所に係る	[ (沖縄地	所在地の	(略)	(略)						六級地		
<u> </u>	<u>る</u>	<u> X</u>	表 ——										
			備										
5	税	税関石垣税関支示は、平成二十	備 考 1	(略)							東京都		
	—		この表の所在地欄に掲げる所在地の表	(略)	(略)		(新設)		島字西町	小笠原村父	(略)		
4 垣税関支署石垣空港出張所に係る	署石垣空港出	垣税関支署石垣空港平成二十九年四月一日		《署石垣空港出土九年四月一日		(略)	(略)		(新設)	所	保護官事務	小笠原自然	(略)
	張所に係る	一日 ( 沖縄地区	所在地の	(略)	(略)						六級地		
1	る	<u> X</u>	表										

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

名頼監視署に系るものにあつては令和二良出張所に係るものにあつては平成三十良出張所に係るものにあつては平成三十良出張所に係るものにあつては平成三十組森林管理署安波森林事務所に係るもの縄森林管理署安波森林事務所に係るもの

平良分室に係るものにあつては同年十月名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署

務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事一日、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事

務所平取ダム管理支所及び母島自然保護

官事務所に係るものにあつては令和四年

田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署にあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十良出張所に係るものにあつては平成三十縄森林管理署安波森林事務所に係るもの

石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課

名瀬監視署に係るものにあつては令和二

平良分室に係るものにあつては同年十月

影響されるものではない。 ける当該区域に係る表示の変更によつて 一日) における区域を示し、その後にお

四月一日)における区域を示し、その後

における当該区域に係る表示の変更によ

つて影響されるものではない。

2 この表に掲げる官署のうち、石狩森林

管理署浜益森林事務所、後志森林管理署

永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂

別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里

森林事務所、日高北部森林管理署、日高

北部森林管理署日高森林事務所、日高北

部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発

建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部

鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所

、青森森林管理署三厩森林事務所、群馬

2 この表に掲げる官署のうち、石狩森林

管理署浜益森林事務所、後志森林管理署

永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂

別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里

森林事務所、日高北部森林管理署、日高

北部森林管理署日高森林事務所、日高北

部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発

建設部日高道路事務所、青森森林管理署

三厩森林事務所、群馬森林管理署楢原森

林事務所、木曽森林管理署開田森林事務

理署開 掲げられているものとし、空知森林管理 別区分が三級地である官署として同表に 白川森林事務所については、 森林管理署楢原森林事務所、 田森林事務所及び飛騨森林管理 冬期は、 級 署

葉山 上川 森林事務所、 南部森林管理署幾寅森林事務所、 上川 南部森林管理 署 上

署沼の沢森林事務所、

空知森林管理署紅

川南部森林管理署落合森林事務所、 牑

南部森林管理署金山森林事務所、 空知森

林管理署北空知支署、 空知森林管理署北

態系保全センター、ウトロ自然保護官事 空知支署幌加内森林事 務所、 知床森林生

所及び飛騨森林管理署白川森林事務所に

ついては、

冬期は、

級別区分が三級地

で

木曽森林管

ある官署として同表に掲げられているも

のとし、空知森林管理署沼の沢森林事務

所 空知森林管理署紅葉山森林事務所、

上川南部森林管理署、 上川 南部森林管理

署幾寅森林事務所、 上川 南部森林管理署

落合森林事務所、 上川南部森林管理署金

山森林事務所、 空知森林管理署北空知支

署、 空知森林管理署北空知支署幌加 内森

林事 務所、 知床森林生態系保全センター

ウトロ自然保護官事務所、 根釧 西部森

林管理署屈斜路森林事務所、 根釧西部森

務所、 林事 所 務所、 森林 森林 合管理事務所川俣ダム管理支所、 Ш 管理署中村森林事務所、 上小阿仁支署笑内森林事務所、 署安家森林事務所、 部森林管理署、 北森林管 内森林事 ·管理 務 事 阿寒 務所、 所 根釧西部森林管理署川 根釧西部森林管理署屈斜路森林 [理署脇野沢森林事務所、 署金木支署市浦森林事 摩周国立公園管理事 骄所、 関 東 地 |陸北部森林管理署久慈支 岩手北部森林管理署新 茨城森林管 方整備局 米代東部森林管理 磐城森: 鬼怒川 理 務所、 湯森林 署德 林管 務所、 山形森林 片品自 岩手北 ダ 理署 津 田森 厶 事 下 務 署 統 軽 事 町

> 沢森林事務所、 署 公 林管理署川 袁 市浦森林事務所、 管 理 事 務所、 湯森林事務所、 岩手北部森林管理 津軽 下北森林管理署 森林管理 阿寒摩周 署 署、 金 脇 木 国立 支 野

手北部森林管理署新町森林事務所、三陸

、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内北部森林管理署久慈支署安家森林事務所

森林事務所、山形森林管理署中村森林事

務所、磐城森林管理署川内森林事務所、

茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地

方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣

コニ派木宮里番祭―派木事務庁、司ニダム管理支所、片品自然保護官事務所、

中信森林管理署奈川森林事務所、南信森 |

(略) 所、 然保護官事務所、 ているものとする。 二級地である官署として同表に掲げられ 事務所については、 事務所及び広島北部森林管理署新市森林 森林事務所、 事務所、 林事務所、 木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林 木曽森林管理署南木曽支署須原 南信森林管理署上村森林事務 飛騨森林管理署上ヶ洞森林 中信森林管理署奈川森 冬期は、 級別区分が (略) 管理署南木曽支署須原森林事務所、 部森林管理署新市森林事務所については 森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北 署南木曽支署阿寺森林事務所、 林管理署上村森林事務所、 として同表に掲げられているものとする。 冬期は、 級別区分が二級地である官署 木曽森林管理 木曽森林

飛騨

この規則は、 公布の日から施行する。

附

則